［別表を削る。］

［別表を削る。］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（免許特定法人））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一　第百九十条第一項第一号に規定する額 二　第百九十条第一項第二号に規定する額 三　第百九十条第一項第三号に規定する額 三の二　特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百九十条第一項第三号の二に規定する額 四　第百九十条第一項第四号に規定する額 五　第百九十条第一項第五号に規定する額 六　第百九十条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百二十八条第二号に係る細目	一　第百六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第百六十二条第一号の二に規定する額 二　第百六十二条第二号に規定する額 二の二　特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三　第百六十二条第三号に規定する額 四　第百六十二条第四号に規定する額 五　特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る細目	一　第八十六条の二第一項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額 五　第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六　第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七　第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八　第八十六条の二第一項第八号に規定する額 九　その他金融庁長官が定める額 十　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額